

国家戦略特区の役割—「世界で一番ビジネスがしやすい環境」とは？

2013.7.8 八代尚宏

1. 全体のイメージ

①ロンドンやNYに匹敵する国際都市形成で外国資本の誘致

- ・24時間空港の機能強化・アクセスの利便性
- ・世界標準の住宅（容積率緩和）、生活上の安全性
- ・医療（外国人医師、混合診療）、子弟の教育（国際学校の設置要件）

②公共施設の民間開放

- ・空港、学校、水道、道路、河川
- ・老朽化社会資本への対応

③働き方のルール改革

- ・ジョブ型正社員、解雇の金銭補償
- ・専門的外国人労働の活用

2 過去の特区との違い

- ・地域振興目的（沖縄金融特区、総合・復興特区）
- ・規制改革と地方分権の実験を通じた全国展開（構造改革特区）
- ・サービス生産性の高い大都市に重点を置いた規制・税制改革（国家戦略特区）

3. 規制改革のメニューの作成

①都市・住宅改革

- ・住宅容積率の引き上げ（例：環七内の住宅専用地域で4-5階建てを標準）
- ・区分所有権法の合意要件の引き下げ（例：議決権方式で3分の2以上）
- ・借地借家法の定期借家権法への乗り換え
- ・立体道路（道路と建物の一体的な建設）の適用拡大
- ・民間事業者による道路建設（設計・用地交渉・空間利用等）、
- ・河川の地下利用（パイプライン等）

②医療・介護・保育

- ・厚労省の認定した一定水準以上の医療機関で多様な混合診療の容認
- ・介護保険報酬を基準として質の高いサービスに上乗せ価格（混合介護）
- ・株式会社の参入促進と認可保育所にも多様な保育サービス容認（混合保育）

③外国人労働の専門・技術的分野の拡大

- ・外国人研修制度（企業単独型）の修了生
- ・一定水準以上の外国人留学生、・介護・保育分野での外国資格保有者

④農業改革

- ・株式会社による農地取得
- ・競争政策の適用拡大